

(ウ) 完納奨励金

	東京都中央卸売市場条例、規則等の概要	農 林 水 産 省 業 務 規 程 例			
		1 開設者の関与なしの場合	2 開設者が一定程度関与する場合(報告制)	3 開設者が一定程度関与する場合(事前届出制)	4 開設者が一定程度関与する場合(承認制)
手 続	<p>条例第87条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>条例87条第2項 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>		<p>卸売業者は、販売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を支払ったときは、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>	<p>卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、知事の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付することができる。</p> <p>前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>
内 容	<p>(1)申請者の名称 (2)相手方の氏名又は名称及び住所 (3)交付率又は金額 (4)交付限度 (5)交付理由 (6)交付期間 (7)交付条件</p>	<p>(1)申請者の名称 (2)完納奨励金の交付した当該仲卸業者若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所 (3)完納奨励金を交付した理由 (4)完納奨励金の交付の基準及び交付した金額</p>	<p>(1)申請者の名称 (2)完納奨励金の交付しようとする当該仲卸業者若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所 (3)完納奨励金を交付する基準 (4)完納奨励金を交付する理由</p>	<p>(1)申請者の名称 (2)完納奨励金を交付する基準 (3)完納奨励金を交付する理由</p>	
開設者の関与	<p>条例87条第3項 知事は、第1項の承認の申請が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。 一 当該承認をすることにより卸売業者間に過度の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき。 二 当該承認をすることにより卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。</p>	<p>知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	<p>知事は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	<p>知事は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしない。</p>	
備 考	<p>完納奨励金の交付率(概要) 水産物部 1000分の5以内 青果部 1000分の10以内 食肉部 1000分の3以内 花き部 1000分の2以内</p>	<p>開設者の関与はなくなる。</p>	<p>開設者の関与度は比較的小さい。 完納奨励金を支払った時報告しなければならない。</p>	<p>開設者の関与度はある程度ある。 完納奨励金を交付しようとする時あらかじめ届出しなければならない。</p>	<p>開設者の関与度は従来どおりある。 完納奨励金を交付しようとする時あらかじめ承認を受けなければならない。</p>